

表3 感染リスクに応じた感染予防・防止対策と保護具

新型インフルエンザ発生時 職場における 感染リスクに応じた 感染予防・防止対策と保護具		流水や石けん・アルコール製剤による手洗い	不織布製マスク（サージカルマスク）	N95マスク以上又は防じんマスクDS2規格以上	手袋	ゴーグルまたはフェイスシールド	ガウン	ヘッドカバー又は帽子	靴カバー又はゴムの長靴	エプロン（ビニール製）	電動ファン付呼吸用保護具（PAPR）※2
リスク	行動環境										
低	① 症状のない人にも通常2m以内に近づく可能性がない 例：職場においてお互いに2m以上の距離を保つことができる。また発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはない。	○									
	② 発熱や咳などの症状を有する人に2m以内に近づく可能性がない 例：職場において発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはないし、いたとしても自分は2m以内に近づくことはない。	○	△								
中程度	③ 通常はないが、突発的な状況でのみ、発熱や咳などの症状を有する人の2m以内に近づく可能性が短時間ある 例：通常は職場において発熱や咳などの明らかな症状がある人と同じ部屋にいることはないが、もしいた場合には自分は2m以内に近づくことが短時間はありうる。	○	△～○								
	④ 発熱や咳などの症状を有し、新型インフルエンザに感染した可能性が否定できない人の2m以内に近づく可能性がある 例：患者と対面して状況を確認する者、搬送に関わる者	○	(○)※1	○※1	○	(○)※3	(○)※3	(○)	(○)	(○)	
高	⑤ 新型インフルエンザと診断された人の2m以内に近づく可能性がある 例：患者を搬送する者	○	(○)※1	○※1	○	(○)※3	(○)※3	(○)	(○)	(○)	
	⑥ 新型インフルエンザに感染した（疑い例も含む）人の血液などの体液飛散の可能性がある	○	(○)※1	○※1	○	○	○	○	○	(○)	(○)

△	十分な防護効果が得られるという科学的根拠はない
(○)	状況に応じて使用する
※1	患者数が相当数増加してきた時点、N95マスク以上または防じんマスクDS2規格以上が入手困難になった場合あるいは他の状況での使用が優先される場合に不織布製マスク（サージカルマスク）の使用になる
※2	PAPRは、環境からの飛沫などの粒子状物質を電動ファンとフィルタによって除去した空気を着用者に送風する。防護性が高く、また呼吸も製品によってはしやすく長時間着用も可能である。高価で使用には熟練が必要なことから、非常に高いリスクが考えられる場合にのみ使用されるべきである。
※3	感染が拡大しフェーズが進むにつれ、必然性が薄れると考えられる
重要	● 手洗いの励行や、症状のある者に近づかないことが大切。 ● 保護具の装着等の教育を行う。一部の保護具（マスクやPAPR、ゴーグル又はフェイスシールド）は医療従事者以外には特に教育が必要。

参照：国立感染症情報センター：「鳥（H5N1）・新型インフルエンザ（フェーズ3～5）対策における患者とその接触に関するPPE（個人防護具）について Ver 1.4」

注意	a) この表は、現行のガイドラインに沿って作成したものである。
	b) ここに示した感染予防と防護対策と保護具の水準は、推定される新型インフルエンザの感染経路により、現時点でとりうる最も適当だと考えられる策として推奨するものである。各職場における職員の教育・訓練や、備蓄等の検討材料として活用していただきたい。今後の研究による医学的知見および今後のガイドラインの見直しにより、漸次改訂されることが予測される。よって、常に最新の情報を収集するよう配慮されたい。
	c) ④～⑥のPPEに関しては、専門家の間でもまだ一致した合意が得られていないため、今後、出てくる知見や議論等に応じ変更する可能性がある。

#### ④ 消毒剤

インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、イソプロパノールのような消毒用エタノール製剤、などが有効である。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりが起こる可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

##### ○ 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは原液を希釈し、0.05~0.5w/v% (500~5,000ppm) の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。30 分間の浸漬かあるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。

##### ○ イソプロパノール又は消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。

### 3. 新型インフルエンザ行動計画の立案

事業者において現在実施すべき対策としては、(1)企業で迅速な意志決定が可能な新型インフルエンザ対策の体制を確立し、(2)従業員や利用客等を守る感染予防策を実施し、(3)新型インフルエンザ発生時の事業継続を検討・策定、(4)定期的に従業員に対する教育・訓練を実施することがあげられる。また、行動計画は(5)点検・是正を行い、より具体的なものにする。

#### (1) 新型インフルエンザ対策体制の検討・確立

##### ① 危機管理体制の整備

##### ○ 意志決定方法の検討

- ・ 新型インフルエンザ行動計画の立案に当たっては、経営責任者が率先し、危機管理・労務・財務・広報などの責任者を交えて行うことが必要である。また、行動計画は、就業規則や労働安全衛生にも関わることから、必要に応じて産業医をメンバーに加えることが望まれる。
- ・ その際、意志決定方法を確立するとともに、意志決定者の発症等に備え、代替意志決定システムの検討を行う。
- ・ 分散した事業所がある場合には、流行時には各事業所での判断が求められることになるため、本社での対策本部と連携可能な別組織を設置することを検討する。
- ・ 職場での感染予防が困難と判断される場合の一時休業などの方針や意志決定方法等を検討する。

##### ○ 通常時の体制の運営

- ・ 通常時から新型インフルエンザについて正確な情報を収集するよう努める。
- ・ 感染予防策については、専門的な知識を必要とすることがあるため、産業医や近隣の医療機関、管轄の保健所、産業保健推進センターなどを活用して、助言を依頼することも検討する。

##### ② 情報の収集と共有体制の整備

- 発生時における情報収集体制の整備
  - ・ 意志決定に当たっては、正しい情報を継続して入手できる体制を構築する。
  - ・ 国内外の新型インフルエンザの感染状況や公共サービスに関する情報を、国（厚生労働省、外務省等）、都道府県、世界保健機関（WHO）等から入手する。
  - ・ 海外進出事業者においては、上記に加え、外務省、在外公館、現地保健部局からの情報収集体制を整備する。
  - ・ 得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針に反映する。更に、事業者団体、関係企業等と密接な情報交換を行う。
- 連絡体制の整備
  - ・ 緊急時における保健所、近隣の医療機関等との連絡体制を整備する。
- 従業員への情報提供体制の整備、普及啓発
  - ・ 従業員に対して、感染予防策を徹底するとともに、新型インフルエンザ発生時の行動についての普及啓発を行う。新型インフルエンザ発生時に業務に従事する者に対しては、その感染リスクを理解・納得させる。
  - ・ また、自社の事業継続の観点から必要な取引事業者に対し、感染予防策等の普及啓発を実施することが望ましい。
  - ・ 流行時に従業員の感染状況を確認するため、安否確認の体制を構築する。

#### <収集すべき情報>

- ・ 一般的な情報
  - \* 新型インフルエンザが発生している地域
  - \* 新型インフルエンザの概要（特徴、症状、治療方法等）
- ・ 社内の情報
  - \* 緊急連絡先や保育所や学校に通う子どもの有無等を把握する。
  - \* 従業員の直近の海外渡航状況を把握する。発生国への渡航歴がある場合、出社の可否や健康診断受診の要否などを判断する際の材料となる。
- ・ 海外進出企業等
  - \* 当該国の薬事法など、抗インフルエンザ薬の取扱方法等

#### ③ サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引事業者）の確保

- ・ 新型インフルエンザ発生時にサプライチェーンが機能するかどうか、どの業務

をどの程度継続するか、関連事業者間でどのように相互支援を行うかなどについて協議する。

## (2) 感染予防策の検討

○ 事業者は、従業員に対して安全配慮義務を担う。事業者は、新型インフルエンザ発生時に従業員を勤務させる場合、必要十分な感染予防策を講じる必要がある。そのため、現時点（フェーズ3）で開始するものを含め、フェーズごとに実施する感染予防策を定める。

### ① 職場における感染リスクの評価と対策

○ 職場における感染リスクについて、職場ごとに評価し、改善する。以下にリスクの評価の手順の例を示す。

- ・ まず、従業員が新型インフルエンザ感染者（疑い例を含む）の2メートル以内に近づく可能性があるかを確認する。
- ・ また、発熱などの症状のある人の入室を防ぐ方法を検討する。例えば、従業員や利用客等の中に感染の疑いのある者が、直ぐに発見・報告される仕組みを構築する（例：従業員や利用客等の体温測定等）。
- ・ 不特定多数の者と接触する機会のある事業者においては、特に感染予防策を充実させる必要がある。来客に対しても、その理解を得つつ、必要と思われる感染予防策の実施を要請する。

○ 感染者と近づく可能性がある場合、接触する機会を減少するために職場環境や勤務形態の見直しや従業員への保護具の装着を検討する。以下に、感染者との接触機会を減少する方法の例を示す。

表4 職場における感染リスクを低下する方法

実施項目	実施方法（例）
訪問者の立ち入り制限	・ 訪問者の立ち入れる場所を制限する。訪問スペースの入り口を限定する。
	・ 訪問者同士が接近しないように通路を一方通行にする。
	・ 訪問スペースに入る訪問者の人数を制限する。
	・ 訪問者の時間帯をずらすなど、可能な限り人口密度を低くする。
訪問者の検温	・ 感染者、発熱している人の訪問防止のため、訪問スペースに入る前に検温への協力を依頼する。 * 耳で測定する場合、外気温の影響を受けやすいことに注意する。 * 発熱による来所制限については、通常であれば 38 度以上が目安と考えられるが、事業所の判断により、それ以下としてもよい。
	・ 訪問スペースの入り口で体温を測ることができる体制を確保することをめざす。 ・ 発熱している訪問者は、訪問スペースへの入場を拒否する。
手洗い	・ 訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いを行なう。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効である。
訪問者の氏名、住所の把握	・ 訪問者の氏名、所属、住所等を記入してもらう。この情報は、後に感染者の追跡調査や感染予防策を講じるために重要である。
	・ 海外からの訪問者については、本国での住所、直前の滞在国、旅券番号なども記入してもらう。

○ 事業を継続する場合、従業員や利用客等への感染予防策を徹底することが必要となるが、感染予防策としては以下のようなものが有効である。

- ・ 感染リスクが比較的高い業務を一時停止する
- ・ 在宅勤務で可能な業務の有無、在宅勤務実施のための就業規則等の見直し、通信機器等の整備
- ・ 対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する
- ・ 非感染地域の農業や就業者密度の低い製造業などの感染リスクの低い事業者は、必要な感染予防策を講じた上で操業継続する。
- ・ 事業者は、従業員に対して感染予防策を指導するほか、利用客等に対しても感

染予防策の順守を要請する。

- 職場とともに家庭生活や通勤におけるリスクを下げることを検討する。
  - ・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用の回避（時差出勤、在宅勤務の導入等）
- 職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対応措置を立案する。
  - ・ 職場での感染予防策を徹底する役割を担うとともに職場で感染の疑いのある者が発見された場合に対処する作業班を決める。作業班のメンバー用に必要な保護具を用意する。
- 感染予防策について日頃から訓練を行い習熟しておくとともに、必要な資機材等を備蓄する。
- 社会機能維持に関わる事業者は、予めプレパンデミックワクチンの接種対象者数を都道府県へ連絡する<sup>1</sup>。

#### 【海外勤務する従業員等への対応】

- 新型インフルエンザが発生した場合、事業者は、海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成19年5月18日改訂 労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。
- 発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- 発生国・地域への海外出張については、やむを得ない場合を除き、中止する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国しても10日間程度停留される可能性があること等に鑑み、海外出張を原則中止することが望ましい。

---

<sup>1</sup> プレパンデミックワクチンの効果は、不確定であり副作用のおそれがある。事業者は、予め接種対象となる従業員の同意を得る。接種は、都道府県(又は市町村)の指示により所定の場所で受ける。

### (3) 新型インフルエンザを対象とした事業継続の検討

- 新型インフルエンザ発生時に想定される被害を勘案しつつ、事態の進展に応じた事業継続計画を作成しておくことで、従業員等の感染とともに事業への影響を最小限に抑えることが可能となると考えられる。
- 事業継続計画は本来、脅威の種類を問わずに策定するものとされているが、我が国では地震災害を主な対象に策定を進めている事業者が多い。新型インフルエンザを対象とする事業継続計画は、地震災害を対象としたものと共通する要素もあるが、両者の相違を把握した上で、事業継続を検討することが重要である。
- 地震災害に対しては、できる限り事業の継続・早期復旧を図ることが事業継続方針とされる。しかし新型インフルエンザに対しては、事業を継続することに伴い従業員や利用客等が感染する危険性(リスク)と、社会的責任を担うこと、経営面から業績を維持することのための事業継続への要請とを勘案して、事業継続のレベルを決めなければならない。
- 新型インフルエンザが大流行した場合、その影響は長期間にわたって全世界に及び、サプライチェーン(事業継続に必要な一連の取引事業者)<sup>2</sup>の確保が困難となることが予想される。事業者は、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、新型インフルエンザ発生時においても重要業務が継続できるよう、当該取引事業者とともに必要な対策について検討を行う。その際、海外との取引を含め、海外事業者との取引を含めた周到な対策を講じておくことも重要となる。

---

<sup>2</sup> ある事業に関わっている全ての取引事業者を指す。直接的な取引事業者だけでなく、2次・3次の取引事業者やライフライン事業者、食堂・清掃等の出入業者など全ての業者を含む。

表5 事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	○できる限り事業の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、ヒトに対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が全世界的である（代替施設での操業や取引事業者間の補完が困難）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染予防策により左右される
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復が期待できる	○集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

### ①事業継続方針の立案

新型インフルエンザ発生時における事業継続に係る基本的な方針を立案する。一般の事業者において、事業継続をどの程度行うかについての決定は、従業員や利用客等の感染予防策の実施を前提として、事業者自らの経営判断として行われる。ただし、業種・業態によっては、社会機能維持に必要な事業の継続を要請される事業者や、感染拡大防止のため事業活動の自粛を要請される事業者がある。

- 新型インフルエンザの流行の波は複数回あると考えられており、1つの波の流行期間は約2ヶ月間続くと考えられている。流行の初期段階（フェーズ4 A/B）においては、感染予防策や業務の縮小・休止などの対策を積極的に講じて、大流行を防いだり遅らせたりすることが有効である。同時に、大流行（フェーズ6）に進展しても、経営が破綻しないような方策を構築しておくが重要となる。また、大流行後に事業を円滑に復旧するための方策も望まれる。
- 一般の事業者においては、職員や利用客等の感染リスクを低減する目的、あるいは感染拡大に伴う社会状況の変化に伴い事業が制約を受けることが想定されることから、当該事業者にとって重要業務を特定し、重要業務の継続に人的・物的資源を集中しつつ、その他の業務を積極的に縮小・休止することが考

えられる。なお、感染拡大防止の観点からは、不要不急の業務については、可能な限り縮小・休止することが望ましい。

- 一方、2ヶ月間事業を停止することにより最低限の国民生活の維持が困難になるおそれのある事業者については、その社会的責任を果たす観点から、社会的に求められる機能を維持するための事業継続の検討が必要となる。
- 一般の事業者であっても、社会機能維持に関わる者と取引については、社会機能維持に関わる者との協議等により、その継続の必要性を判断することが望まれる。
- 感染拡大防止の観点からは、不要不急の事業については、可能な限り縮小・休止することが望ましい。中でも、興行施設等不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者については、国や地方公共団体が事業活動の自粛を要請することになる。なお、自粛要請がなくても利用客等の大幅な減少が予測される。これら事業者においては、自粛要請や利用客等減を前提として、事業継続方針を立案しておく必要がある。
- 海外進出企業においては、現地で新型インフルエンザが発生した場合の、現地の事業継続の有無、安全な事業継続の方法、日本人従業員やその家族の帰国の有無、といった事業継続方針を立案する。現地の公衆衛生対策レベルや現地従業員との協働等の観点からも検討する必要がある。

#### 【社会機能維持に関わる者として事業継続を要請される事業者】

- ・ 国民の生命・健康や最低限の国民生活を維持するために必要な医療従事者や社会機能の維持に関わる事業者としては、以下のような業種・職種が想定される。新型インフルエンザの流行時においても事業を継続するため、代替・補助要員の確保など人員体制について検討を行うことが必要である。

ア. 医療従事者：機能低下を来した場合、国民の生命の維持に支障を来すもの（医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等）

イ. 社会機能の維持に関わる事業者

- \* 治安維持：機能低下を来した場合、治安の悪化のため社会秩序が維持できないもの（消防士、警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員、矯正職員、法曹関係者等）
- \* ライフライン関係：機能低下を来した場合、最低限の国民生活が維持で

きないもの（電気事業者、上下水道関連事業者、ガス事業者、石油事業者、熱供給事業者、金融事業者、情報処理事業者、食料品・生活必需品製造販売事業者、鉄道業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運送事業者（国内線関係）、水運業者（国内線関係）等）

- \* 国又は地方公共団体の危機管理に携わる者：機能低下を来した場合、最低限の国民生活や社会秩序が維持できないもの（国会議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長、国家公務員・地方公務員のうち危機管理に携わる者、在外公館職員、航空運送事業者（国際線関係）、水運業者（国際線）等）
- \* 国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者：機能低下を来した場合、情報不足により社会秩序が維持できないもの（報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等）

#### 【事業自粛が要請される事業者】

- 不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者に対しては、感染拡大の観点から事業活動の自粛を要請することになるが、それらの事業者については、可能な限り要請に応じていただくことが望ましい。
- 仮に、それらの事業者が自主的な判断により事業活動を継続しようとする場合、次のような厳格な感染予防策を講じない限り、感染拡大を促進することになりかねないことに留意する必要がある。
  - \* 従業員や利用客等などが常に 2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近が防止される
  - \* 入り口などで発熱などの症状のある人の入場を防ぐ
  - \* 入り口などで手洗いの場所を設置する
  - \* 突発的に感染が疑われる利用客等が来場した場合にも、十分な感染予防策を講じることができる体制を構築する

#### ②事業影響分析と重要業務の特定

- 事業者は、新型インフルエンザ発生時の影響について想定する。（参考Aを参照のこと）
  - ・ 一般の事業者は、新型インフルエンザ発生時の事業に対する需要の変化を予測し、行動計画に反映させる。業種によっては、需要が増加したり、

売上げが減少したりすることが考えられる。

- ・ 社会機能の維持に関わる事業者は、フェーズ6においても、社会機能の維持のための重要業務を継続することが求められる。
- ・ 前述のとおり、興行施設等不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者については、国や地方公共団体が事業活動の自粛を要請することになり、自粛要請がなくても利用客等の大幅な減少が予測される。
- ・ 全ての事業者において、多くの従業員が感染したり、サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引事業者）に大きな制約を受けたりすることが考えられる。

○ 事業者は、上記の想定を踏まえ、新型インフルエンザ発生時でも継続を図る重要業務をフェーズごとに特定する。

- ・ 一般的な事業者は、従業員の感染リスク（感染予防策の実施が前提）と経営上の観点から総合的に判断の上、継続する重要業務を絞る。
- ・ 一般の事業者であっても、社会機能の維持に関わる者と取引については、社会機能維持に関わる者との協議等を踏まえ、こうした取引を重要業務に位置づけることが考えられる。
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者は、社会機能の維持に必要な重要業務を特定し、大流行時（フェーズ6）においても重要業務の継続に努める。さらに、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、パンデミック時においても重要業務が継続できるよう、当該取引事業者とともに必要な新型インフルエンザ対策について検討を行う。

表7 重要業務特定の視点

事業者の区分	重要業務の評価指標例
社会機能の維持に関わる事業者	新型インフルエンザの流行期間（2ヶ月間程度）停止すると、国民生活に多大な影響を与えるような業務
一般の事業者	医療従事者又は社会機能の維持に関わる事業者の重要業務に関連する業務
	経営上重要な業務（顧客・市場、株価、財務、コンプライアンス等の視点から）
	上記の業務を遂行するための基盤的な業務（人事、施設管理、ITシステム管理等）

### ③重要な要素・資源の確保

新型インフルエンザ発生時に重要業務の継続を実現するため、その継続に不可欠な要素・資源を洗い出し、予め確保するための方策を講じる。

- 新型インフルエンザ発生時、多くの従業員が出勤困難又は不可能となるおそれがあり、こうした事態を想定して代替策を準備しておく必要がある。
  - ・ フェーズ4B以降、学校や幼稚園・保育所の休業や、一部の福祉サービスの縮小などにより、共働きの世帯等は出勤が困難となる場合がある。
  - ・ フェーズ6Bにおいては、多数の従業員が長期間欠勤する場合も想定しておく。
- 感染拡大の初期段階では、職場で感染の疑いのある者が発見され濃厚接触者が自宅待機（10日間以内）するケースが想定される。そのため、継続する重要業務を決定する際には、濃厚接触者が自宅待機することを想定した検討を行う必要がある。具体的には次のような者が濃厚接触者とされることが想定されている。

表8 濃厚接触者について

ア. 世帯内居住者 患者と同一住所に居住する者。
イ. 医療関係者 患者の診察、処置、搬送等に PPE の装着なしに直接携わった医療関係者や搬送担当者。
ウ. 汚染物質への接触者 患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などに、防護装備なしで接触した者。具体的には手袋、マスク、手洗い等の防護対策なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。
エ. 直接対面接触者 手で触れること、会話することが可能な距離で、上記患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス等での近距離接触者等が該当する。

注：詳細は「新型インフルエンザ積極的疫学調査ガイドライン」を参照

- 新型インフルエンザ発生時、サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引

事業者)全体が機能するかどうか問題となる。重要業務を継続するには、その継続に必要な取引事業者を洗い出して、新型インフルエンザ発生時の業務継続レベルについて予め調整し、必要な措置を講じる必要がある。

- ・取引事業者間で、事前対策の促進について相互協力するとともに発生時の相互支援等について決定する。
- ・調達困難となる原材料等については、備蓄を増やす等の措置を行う。

表9 重要業務決定の条件

フェーズ	条件
フェーズ4 A/B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外拠点の操業制約や輸出入の制約を前提とする。</li> <li>・感染予防策の実施下で無理なく継続可能なこと<sup>3</sup>。</li> <li>・職場で感染の疑いのある者が発見され濃厚接触者<sup>4</sup>が自宅待機(10日間以内)するケースを想定し、継続する重要業務を決定しておく。</li> </ul>
フェーズ5/6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に従業員の40%程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく。(40%以上欠勤する可能性があるため、数通りのケースについて検討しておくことが望ましい)。</li> </ul>

○ ライフライン、交通機関、金融決済、食料品・生活必需品の製造・販売等は、社会機能の維持に関わる事業者により、フェーズ6においても必要最小限は維持されると想定される。参考までに以下に仮定を示す。

- ・電力、上下水道、都市ガス、プロパンガス、電話、インターネットなどのライフラインは、ほぼ通常どおり維持。
- ・ガソリン等の燃料販売は、一部の事業者が営業継続し必要最小限の供給量は確保。
- ・海外との旅客輸送、貨物輸送は、相手国の感染状況や対策によって一部停止する可能性あり。
- ・銀行等金融機関の決済機能は、ほぼ通常どおり維持。
- ・必要最小限の食料品・生活必需品については、ほぼ通常どおり供給され、便乗値上げ等については、国等が監視。その他の食料品や日用品は不足。

○ 法律上の問題が発生しないかどうかを予め確認する。

<sup>3</sup> 社会機能維持に関わる事業者などでは、フェーズ6の到来に備えて、フェーズ4A・Bにおいて感染予防策を徹底し、重要業務を絞りこむことも考えられる。

- ・ 新型インフルエンザの影響により業務を停止した場合、免責となるかどうか約款を確認し、必要に応じて取引先と協議・見直しを行う。
- ・ 新型インフルエンザ発生時に従業員に対して勤務を命じる場合の留意点について検討する。例えば、新型インフルエンザに備えて新たな人員計画を立案した場合、勤務する人員1人あたりの労働時間が延長することが労働基準法等に抵触しないことを確認する。

※ なお、政府は、社会機能維持に係る責任を有する事業者が事業継続体制を構築できるよう、新型インフルエンザ発生時において企業の一定の義務を免除する関係法令の運用面を含めた周知や、企業の義務を定める規定の各種規制の弾力運用等について検討を行うこととしている。

○ 新型インフルエンザ発生時、従業員の安心とともに社会的信用を保つことができるよう、事業者内外のコミュニケーションについて検討しておく。

- ・ 感染予防策の内容、人員計画と業務レベルについて、従業員及び取引先に予め周知し、理解を求める。
- ・ 感染の疑いのある者が発見された場合の発表、新型インフルエンザによる業績への影響などについて、必要な時に広報できるよう予め準備する。

#### ④人員計画の立案

新型インフルエンザの流行の波は、まず約2ヶ月間続き、その後、1年以上にわたる複数の流行の波が生じることが想定される。各職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員が欠勤することが予想される。

事業者は、当該事業者や関係事業者の従業員が長期にわたり多数欠勤した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含む業務運営体制について、業務の性格に応じた検討を行い、対策を講じるとともに、従業員等に対する教育・訓練を行う。

○ 図2に、パンデミック時の企業において就業可能な者、業務量等のイメージを提示する。早い段階で感染予防策を講じること、欠勤者数が増加する前に計画的に業務量を減少させることが重要である。

- ・ 班交代制（スプリットチーム制）等を取り入れ、罹患していない従業員

をチーム毎に計画的に自宅待機させることが考えられる。その場合、万一、就業している従業員の中から発症者がでた場合、濃厚接触者を含めて休業させ、自宅待機していたチームが代替要員として就業することができる。

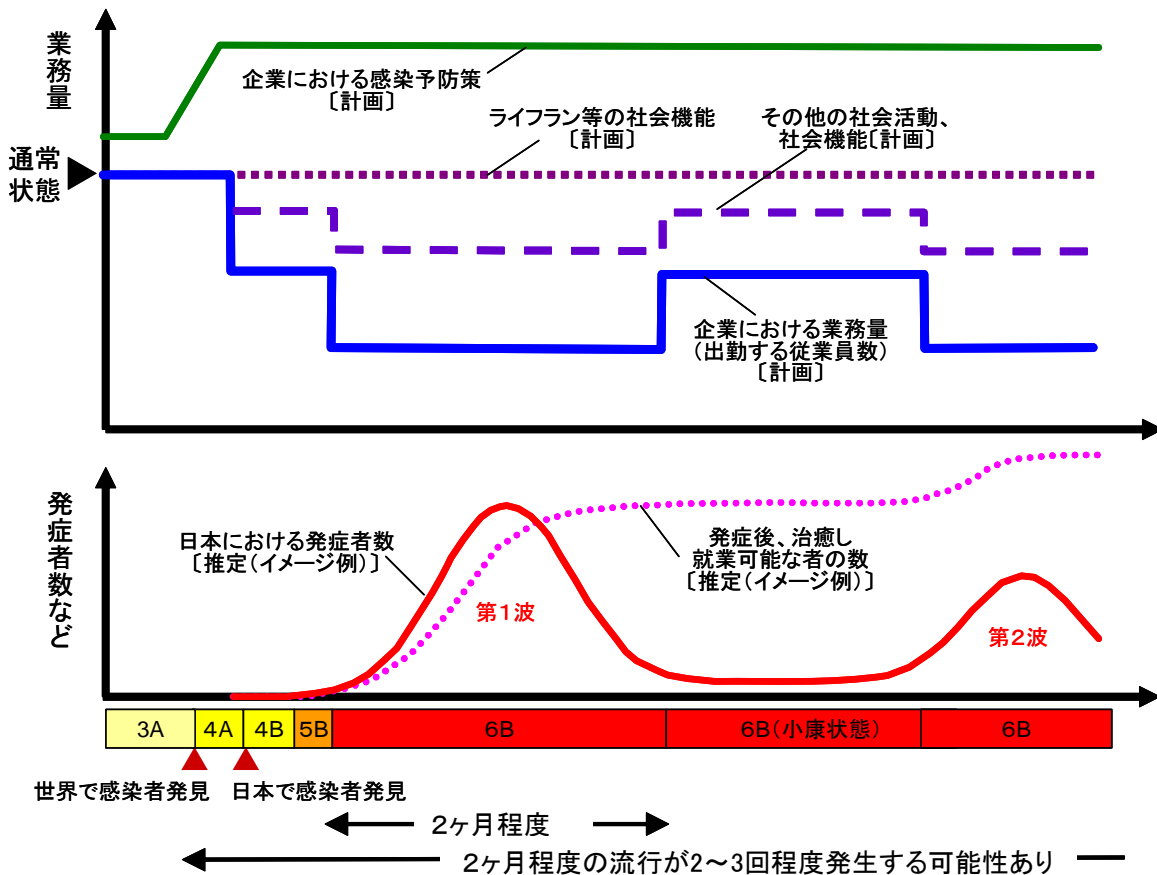


図2 新型インフルエンザ発生時の感染予防策、事業継続の時系列イメージ

- 事業者は、新型インフルエンザ発生に備えてフェーズごとの人員計画（従業員の勤務体制や通勤方法、出張命令などを通常時から変更する）を立案する。従業員の感染リスクを下げるとともに、仮に従業員が感染しても代替要員が重要業務を継続することができる人員計画とすることが重要である。以下に、想定される検討内容、留意点等の例を示す。

〔フェーズ4A〕

- ・海外勤務者及び海外出張者がいる事業者については、これら従業員に関する人員計画（どのような感染予防策を講じて現地勤務を続けさせるか、いつどのような手段で帰国させるかなど）を立案する<sup>5</sup>。

#### 〔フェーズ4B〕

- ・事業者において感染予防策を実施した場合、ある程度業務に支障が生じることが考えられる。こうした影響を想定した上で人員計画を立案する。
- ・フェーズ4Bになると、学校の休校や福祉サービスの一部休止が想定され、共働き家族等は仕事を休んで対応することとなる。事業者は、欠勤の可能性の高い従業員を予め把握し、人員計画に反映する。
- ・重要業務のうち、特に重要性の高いものについては、感染機会を減らすために宿直制の採用、感染者がいても重要業務を継続できるように班交替制（一つの職場で複数の班が交替勤務を行う）の採用について検討する。宿直制を採用した場合は、そのための食料や毛布等の備蓄等についても検討する。
- ・業務において不特定多数の者との接触することを避ける（例：会議・出張中止）
- ・都市部の事業者においては、満員電車や満員バス等による通勤を避けるため時差出勤を採用したり、自家用車等での通勤を許可したり、在宅勤務を進める。その際、在宅勤務の就業規則等を予め策定することが考えられる。
- ・従業員や利用客の中に感染者が発見された場合、その濃厚接触者である従業員は出勤できない（保健所により10日間以内の自宅待機等を命ぜられる）可能性がある。こうしたケースを想定し、職場での接触距離を保つとともに代替のチームを用意するといった人員計画も立案する。

#### 〔フェーズ5／6〕

- ・なお、国内に感染が拡大した状況下においては、一般の事業者においては職場の立ち入り制限等を要請されることはないが<sup>6</sup>、感染予防策を講じる必要がある。また、事業所内において感染の拡大が認められた場合には、自主的に一時休業することも想定して、事前にどのような状況で事業所を一時休業すべきかを検討する。
- ・従業員自身の感染や発症した家族の世話をみる等のために、多数の従業員が長期間にわたり欠勤する可能性がある。事業者においては、従業員の40%程度が

<sup>5</sup> 労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成19年5月18日改訂)

<sup>6</sup> 国内への感染が確認された初期段階において、地域封じ込め等の対策がとられた場合、地域への立ち入り制限が発動される可能性がある。

数週間にわたり欠勤することを前提とした人員計画を立案する。

表 10 感染予防策を取り入れた人員計画の例

目的	区分	対策例
従業員の感染する機会の減少	全般	在宅勤務、職場内等での宿直 (在宅勤務のための通信機器の整備等)
	通勤(都市部での満員電車・バス)	時差出勤、自家用車・徒歩・自転車等による出勤
	外出先等	出張や会議の中止
職場での感染防止	感染者を職場に入れない	従業員出勤時の体温測定や問診、利用客等の体温モニター
	接触距離を保つ	職場や食堂等の配置替え(距離を保つ)、食堂等の時差利用、職場内に同時にいる従業員を減らす(フレックスタイム制など)
	飛沫感染、接触感染を防ぐ	マスクの着用、手洗いの励行、職場の清掃・消毒
欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保	—	複数班による交替勤務制(スプリットチーム制)、経営トップの交替勤務 家族の状況(年少の子どもや要介護の家族の有無等)による欠勤可能性増大の検討

〔小康状態〕

- ・感染した従業員の多くは、発症から10日間程度で治癒すると考えられ<sup>7</sup>、発症・治癒した者はウイルスに対する免疫を持つ。小康状態においては、治癒した従業員も含めた人員計画を立案する。(ただし抗体検査などにより確認は必要となる。)

○ 新型インフルエンザ発生時に有効な人員計画とするためには、通常時からの準備が重要である。

- ・例えば感染リスクを下げるため在宅勤務の採用、他の従業員が重要業務を代替するための教育、経営者の感染に備えた意志決定を行う代行者の指名など。

<sup>7</sup> 新型インフルエンザによる死亡率は、大流行した場合(フェーズ6)、発症者の0.5~2%程度と考えられている。

#### (4) 教育・訓練

○ 各事業者は、正しい知識を習得し、従業員への周知に努める。現時点から始めるべき感染予防策を実践することが求められる。

感染予防策は、経営者から従業員一人ひとりまで全員による行動変容が重要である。そのため、現時点で始める感染予防策を決め、経営者自らが率先して実践することが望まれる。通常のインフルエンザについても感染の疑いがある場合、積極的に休んで医療機関の診察を受けることを励行する。

- ・ 我が国では、風邪など病気の症状があっても無理をして入社した場合、仕事に対する意欲が評価されることがある。しかし、新型インフルエンザの感染者が、症状があるにもかかわらず無理に出社した場合、入社途中や職場において感染を広めるリスクがある。このような職場の文化を変え、「症状がある場合は家で自宅療養する」という基本ルールを職場全体に浸透させることにより職場での感染を防ぐことができる。これは、風邪や通常のインフルエンザについても同様である。
- ・ 職場における感染予防策について、従業員に対する教育・普及啓発を行う（新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染予防策の内容、本人や家族が発症した際の対応等）。

○ 新型インフルエンザ発生に備えた人員計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を行っておく。

- ・ クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合に代替要員する。）
- ・ 在宅勤務（通勤による感染リスクを下げる事が出来る。また、共働き世帯で子どもの面倒を見るためや家族に発症者が出たために出勤できない場合に有効である。）

○ 新型インフルエンザ対策に対する従業員の意識を高め、的確な行動をとれるよう、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を立案・実施する。

- ・ フェーズ4 A発表、フェーズ4 Bで従業員が発症、フェーズ6に進展など複数の状況を設定した机上シナリオ訓練

- ・ 感染予防策に関する習熟訓練（例：個人保護具の着用、出勤時の体温測定等）
- ・ 職場内で発症者が出た場合の対応訓練（発熱外来への連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等）
- ・ 幹部や従業員の発症等を想定した代替者による重要業務の継続に関わる訓練

#### （５） 点検・是正

- 各事業者は、監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等を踏まえ、行動計画の見直しを行う。また、定期的訓練の後や新知見が発覚した際にも<sup>8</sup>、行動計画の見直しを行う。
- 実際に新型インフルエンザが発生した際、本ガイドラインで想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて行動計画を見直し、的確な行動をとることが重要である。

---

<sup>8</sup> 新型インフルエンザウイルスの正確な特性は、発生後に明らかとなる。

#### 4. 新型インフルエンザ行動計画の発動

新型インフルエンザが発生した際、立案した行動計画に従って、感染予防策及び事業継続のための対策を実施する。新型インフルエンザが発生した場合、急速に国内に伝播し流行するおそれもあることから、遅れることなく対策を講じる。また、国等が提供する情報を入手して、行動計画を適宜見直す。

##### (1) 危機管理組織の設置・運営

###### ○ 危機管理組織の設置

- ・ 新型インフルエンザ発生時には、経営者をトップとした危機管理組織を設置し、事業所の感染予防、事業運営に関する意志決定等の前提の統括を行う。
- ・ 職場での感染予防策の徹底、及び職場で感染の疑いのある者が発見された場合に対処する作業班を決める。作業班のメンバー用に必要な個人保護具を用意する。
- ・ 産業医や産業看護職がいる場合は適宜助言を受ける。
- ・ 正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
- ・ 取引事業者間と連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。

###### ○ 情報の収集・提供

- ・ 新型インフルエンザの発生直後は、病原体の感染力や毒性などの詳細については十分な知見が得られていないため、その後、政府等から随時提供される情報を収集する。
- ・ 事業者は、国内外の感染状況等に関する情報を入手するとともに、早急に従業員等に対し感染予防策などの情報を正確に伝える。また、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業者・職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。
- ・ 必要に応じて事業継続計画等の点検を行い、今後の対応について従業員や関係事業者等に周知するとともに、事業者団体、関係企業等と密接な

情報交換を行う。

## (2) 感染予防策の実行

- 事業者は、国内においては、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じて予め定めた感染予防策をフェーズ4 Aで準備し、4 Bになり次第対応等、従業員等に対し実施する。以下に、想定される感染予防策の例を示す。

### [フェーズ4 A (国内非発生) の段階]

- 従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- \* 新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注意すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること
- \* 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること
- \* 「咳（せき）エチケット」を心がけること
- \* マスクの常用、手洗いを励行すること
- \* 新型インフルエンザ発生国・地域への渡航を避けること

### 【海外勤務する従業員等への対応】

- 発生国の現地スタッフと連絡を取り、対応について指示を行う。
  - ・ 現地の職場での感染予防策の実施
  - ・ 在留邦人及びその家族の帰国について、現地に停留する場合の留意点
- 発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族について。
  - ・ 現地において感染した可能性があると思われる場合、宿泊施設等において最大10日間程度の停留が行われる可能性がある。
  - ・ 停留措置が講じられない場合であっても、自宅において感染を疑われる症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡すること（保健所から、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導される）。

## [フェーズ4B（国内発生）以降]

○従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- \* 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと
- \* 不要不急の外出を自粛するとともに、大規模集会、興行施設等特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること
- \* 外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- \* 症状のある人（咳、くしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行う
- \* 手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）

○ 施設の管理（立ち入り制限や対人距離の確保）

- ・ 職場への入口を限定し、出勤時に従業員の体温を測定し管理する、又は発熱等の症状の有無を確認するなど、感染者の入室をできるだけ防止する。
- ・ 入場者のための手洗い場所（手指消毒場所）を設置するなど、従業員への感染を防ぐための配慮を要請する。
- ・ 訪問者等に対する制限方法を立案し、立ち入り制限を実施する。
- ・ 職場や寮、宿直施設での接触状態を回避する対策を講じる（例：従業員の配置を見直す、寮の二人部屋をなくす、食堂や風呂の利用を時差制にするなど）<sup>9</sup>。
- ・ 食堂等、従業員が集まる施設については、入場を制限し又は一時閉鎖する。
- ・ 飛沫の飛散防止のため、人同士の距離を保持するほか、窓口などでは、ガラス等の仕切りを設置して相手の飛沫に接しないようにする。

○ 職場の清掃・消毒

- ・ 毎日、職場の消毒・清掃を行う。特に多くの人々が接する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。

<sup>9</sup> 対人距離を2m以上確保する。農業や工場（機械化の進んだ）は感染リスクが少ない。小売業ではレジ周りで対人距離が取れるようレイアウト変更する、タクシーでは運転席と乗客席の簡易隔離の設置などが考えられる。

- ・現時点において、新型インフルエンザウイルスの主な感染ルートが飛沫感染、接触感染であることを前提とすると、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。

#### ○ 従業員の安否確認等

- ・欠勤した従業員の安否確認を行い、感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

#### ○ 事業所で従業員が発症した場合の対処

- ・発症の疑いのある者を会議室等に隔離する。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、保護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で幫助する。
- ・事業者は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院隔離の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

\* 初期段階（疫学調査により患者の感染経路が追跡できる段階）では、入院隔離の勧告を受けることになる。入院勧告措置が解除された場合、患者の症状の程度から入院の必要性を判断する。発熱外来において、患者に入院治療の必要性を認めなければ、必要に応じて投薬を行い、極力自宅での療養を勧めることとしている。

- ・もし、発熱相談センターから救急車の台数不足等により社用車や自家用車等での搬送を指示された場合は、発症者の搬送は、保護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で行う。使用した自動車は、発症者の飛沫が飛んだり、触った箇所を中心に消毒（職場と同様の）を行うことで、他の者が感染するリスクを低減できる。（救急車の台数は限られているため、新型インフルエンザ流行時に発症者が救急車を利用することは難しい場合があることを理解する。）

#### ○ 従業員の家族が発症した場合の対処

- ・従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接

触についても把握することが望ましい。

- ・同居家族が発症した場合、職員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
- ・感染拡大の初期段階では、濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、自宅待機等を要請される。（その期間は新型インフルエンザの特徴にもよるため、保健所の指示に従うべきであるが、目安としては10日間である。）
- ・自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

#### 〔フェーズ5／6〕

新型インフルエンザ拡大時には、フェーズ4以降の感染予防策を徹底することが基本となる。

- フェーズ4以降に実施している感染予防策を徹底する。
  - ・フェーズ5／6では、感染予防策を強化する。
  - ・従業員が多数発症する場合を想定して、安否確認方法を確立しておく。従業員の居住地の保健所と情報共有を図る。

### （3）事業継続計画の実行

事業者は、国や地方公共団体等の情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じ、事業継続計画を速やかに実行する。

- 各事業者は、予め策定していた人員計画を実行し、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務を縮小・休止する。

#### 〔フェーズ4A（国内非発生）の段階〕

- フェーズ4Bに急速に進展する可能性もあるため、国内の事業者においても、フェーズ4Bに備えた準備を行う。

#### 【海外勤務する従業員等への対応】

- 海外進出している事業者、海外出張者がいる事業者は、現地での新型インフルエンザ発生に備えて策定しておいた行動計画を実行する。

- ・ 現地及び外務省等からの情報収集に努め<sup>10</sup>、4 Aの兆候を感知した時点で直ちに行動する。
- ・ 現地で新型インフルエンザが発生した場合に業務を継続するかどうか、現地の邦人従業員の滞在又は帰国について基本的な方針を立案・実行する。
- ・ 現地の邦人従業員及びその家族については、全員が即座に帰国することが難しいケースを前提に安全に停留するための方法について指示を行う<sup>11</sup>。
- ・ 現地の在外公館と連絡を取りつつ、現地事業所の操業等は現地当局の指示に従い決定する。

#### [フェーズ4 B]

- 危機管理体制を立上げ、情報収集・提供を強化するとともに、人員計画を実行し、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務の縮小・休止する。
  - ・ 国内外の感染状況や社会の状況、取引事業者の操業状況等を勘案しつつ、行動する。
- 職場で発症者や育児や看病のために勤務できない就業者が出た場合、代替要員に従事させて業務を継続するか、あるいは復帰するまで業務を一時休止する。
  - ・ 職場は、感染者の飛沫が付着する可能性のある場所を消毒・清掃し、感染リスクが低減した後に就業することが望まれる。
- 社会機能の維持に関わる事業者は、感染予防策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

#### [フェーズ5 / 6]

- 危機管理体制の継続的に運営し、国や地方公共団体等が提供する情報に留意しつつ、事業継続計画を引き続き実施する。
- 重要業務への資源の集中、その他の業務の縮小・休止の継続
  - ・ 感染予防のための勤務体制を継続しながら、重要業務に資源を集中する。
  - ・ 業務を絞り込む結果として、事業所の幾つかを一時休業することもある。
  - ・ 取引事業者の操業状況を把握し、必要に応じて相互支援を行う。
- 従業員の労務管理等

<sup>10</sup>外務省は、海外で感染症の危険性が増大した場合、感染症危険情報を発出する。

<sup>11</sup> 現地邦人が多数の場合、即座に全員を帰国させる航空機を確保することは難しいと考えられる。

- ・ 通常とは異なる勤務体制や班交代制が長期に続くことによって、従業員に過度な負担がかからないよう留意する。
  - ・ 従業員とその家族の全員が発症する場合も考えられ、飲食料の世話等について事業者として検討・実施することも望まれる。
- 財務対策の検討・実施
- ・ 新型インフルエンザの影響が長期間に及んだ場合、事業者によっては、財務対策（キャッシュフローの確保等）の検討を行う必要が生じる。
- ※なお、新型インフルエンザ発生時における中小企業向けの金融対策については、政府において検討を行っている。
- 国及び地方公共団体等への協力
- ・ 感染者の発生状況や社会状況等を踏まえ、国や地方公共団体等から事業者に対して様々な要請がなされることも想定され、可能な範囲で協力する。
- 社会機能の維持に関わる事業者は、感染予防策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

## 5. 小康状態

- 小康状態<sup>12</sup>になった場合、感染予防策を維持しつつ、一部の業務を回復させる。
  - ・ 発症した従業員の多くは治癒するため、これら従業員も就業可能となることが想定される<sup>13</sup>。
  - ・ 我が国にも2回目、3回目の波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異した場合、罹患・治癒した者も再度感染するおそれがある。
  
- 社会機能の維持に関わる事業者は、小康状態においても、感染予防策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

---

<sup>12</sup> 我が国では大流行の波が一旦収束し、全世界で大流行の波が継続している状況。その後、我が国にも第2波、第3波が来る可能性がある。

<sup>13</sup> 死亡率は発症者の0.5～2%と考えられているが、発症者の多くは2週間程度で回復すると思われる。

## 6. 参考資料

### <国の新型インフルエンザ関連情報>

- ・ 厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>
- ・ 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議  
「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成19年10月改訂)
- ・ 厚生労働省新型(インフルエンザ専門家会議)「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」について(平成19年3月26日)
- ・ 労働者健康福祉機構(海外勤務健康管理センター)「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成19年5月18日改訂)

### <新型インフルエンザに関して参考になる情報源>

- \* 国立感染症研究所のウェブサイト  
<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- \* 同研究所の感染症情報センターのウェブサイト  
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- \* 外務省海外安全ホームページ  
<http://www.anzen.mofa.go.jp>
- \* 都道府県・保健所・市町村の情報  
各都道府県・保健所・市町村はウェブサイトを開設しており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので参考にされたい。
- \* 特定非営利活動法人事業継続推進機構  
<http://www.bcao.org/>

### <海外の情報>

- \* 世界保健機関(WHO)のウェブサイト
  - ・ 鳥インフルエンザ  
[http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)
  - ・ 新型インフルエンザ  
<http://www.who.int/csr/disease/influenza/pandemic/en/>

- ・他国のサイト（アメリカ）

<http://www.pandemicflu.gov/>

#### <事業継続関連>

- \* 中央防災会議（内閣府）「事業継続ガイドライン第一版—わが国企業の減災と災害対応の向上のために—」（平成17年8月）
- \* 経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン（企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料）」（平成17年3月）
- \* 中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」（平成18年2月）
- \* 特定非営利活動法人事業継続推進機構「中小企業BCPステップアップ・ガイド（平成19年12月）」